

北関東防衛局達第23号

北関東防衛局における文書閲覧窓口の設置及び運用に関する達を次のように定める。

平成23年4月1日

北関東防衛局長 鈴木 良之

北関東防衛局における文書閲覧窓口の設置及び運用に関する達

(目的)

第1条 この達は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第24条に基づき、北関東防衛局における文書閲覧窓口の設置及び閲覧等の申し出に関する事務処理の円滑な実施を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧文書)

第2条 閲覧文書とは、国民生活に役立ち一般の公開に適すると認められる主要な刊行物、統計、資料、通達等及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)第19条にいう情報の提供に関する行政文書(「公文書の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第2条第4項にいう当局が保有しているものをい

う。)をいう。

(窓口及び閲覧時間)

第3条 閲覧文書の閲覧を希望する者(以下「閲覧者」という。)

からの申し出に応ずるため、総務部総務課情報公開・個人情報保護室に文書閲覧窓口(以下「窓口」という。)を置く。

2 閲覧時間は、土曜日、日曜日、休日及び年末年始の特別休暇が与えられた日を除く日の9時30分から12時まで及び13時から17時までとする。

(閲覧の方法)

第4条 閲覧者から閲覧の申し出があったときは、別紙様式の文書閲覧申出書に必要事項を記載させた上、当該行政文書を閲覧させるものとする。

2 閲覧は、指定する場所において行わせるものとする。

3 閲覧者の閲覧中、職員が立ち会うよう措置するものとする。

(閲覧文書の作成及び送付)

第5条 閲覧文書は、課等(北関東防衛局の部に置かれる課及びこれに準ずるもの並びに地方防衛事務所及び出張所をいう。)の長が作成し、速やかに窓口を送付するものとする。

(閲覧文書以外の行政文書の文書の閲覧)

第6条 閲覧者から閲覧文書以外の行政文書の閲覧の申し出が

あったときは、情報公開法に基づき開示請求をすることができ
る旨を教示するものとする。

(その他)

第7条 課等の長は、文書閲覧窓口の運用を円滑に処理するため、
積極的に協力するものとする。

(実施の細目)

第8条 この達の実施に関し必要な細目は、総務部長が定める。

附 則

(施行期日)

この達は、平成23年4月1日から施行する。

文書閲覧申出書

文書閲覧の際は、以下を御記入になり、担当者にお渡し下さい。

氏名	
行政文書ファイル名	

受付年月日	受付番号	担当者	備考

個人情報に関する御注意：本申出書に記載いただいた個人情報は本閲覧に関する業務以外の用途には使用いたしません。